解散公告（第一回）

当法人は、平成二十七年三月三十日三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月十三日

三重県津市榊原町五一〇四番地

清算法人久居市榊原土地改良区

代表清算人　伊藤　靖

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年三月十二日開催の理事会及び評議員会の議決により平成二十七年四月二十日文部科学大臣の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月十三日

兵庫県尼崎市若王寺二丁目一八番一号

学校法人英知学院

清算人　左近允隼人

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年十二月三十一日開催の臨時総会の決議により平成二十七年四月三日付をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月十三日

大分県別府市元町五番二四号

医療法人福田耳鼻咽喉科医院

清算人　福田　昭生

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年一月三十一日開催の臨時総会の決議により同年四月三日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月十三日

大分市大字小池原一〇二一番地

医療法人エトー外科医院

清算人　衞藤　素子

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十七年三月十三日神奈川県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月十三日

神奈川県藤沢市円行二丁目三番地の一七

藤沢市菖蒲沢境土地区画整理組合

代表清算人　冨田　俊覺

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年三月二十一日開催の理事会及び評議員会の決議並びに宇治市長の認可により、平成二十七年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月十三日

京都府宇治市五ケ庄芝ノ東五四番の二

社会福祉法人あもね福祉会

清算人　板坂　勉

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十七年四月三日熊本県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月十三日

熊本県山鹿市鹿北町四丁一六一二番地

清算法人鹿北土地改良区

代表清算人　西牟田　長二号

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市宮本二丁目一四番、最後の住所千葉県船橋市宮本二丁目一四番五―五一

被相続人　亡　平野　導男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十三日

事務所千葉県市川市八幡二―六―一五川長ビル四階上野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　上野　雅威

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県坂出市京町二丁目一三五四番地三、最後の住所東京都豊島区長崎四丁目二三番一号特別養護老人ホームアトリエ村

被相続人　亡　三好千鶴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十三日

事務所東京都新宿区新宿一―一〇―二渡辺ビル二階廣川・松井法律事務所

相続財産管理人　弁護士　廣川理惠子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道滝川市東滝川町三丁目四三〇番地、最後の住所東京都渋谷区西原一丁目四九番六―六〇六号　被相続人　亡　堀口　潤

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十三日

事務所東京都中央区日本橋兜町五番一号兜町第一平和ビル六階日本橋フォーラム綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宗岡　慶太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県東筑摩郡山形村七三一一番地一四、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　川上　慎司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十三日

長野県松本市大手一丁目九番一五号

相続財産管理人　司法書士　小山長一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士宮市宮町九五七番地、最後の住所静岡県富士宮市穂波町七番地の四

被相続人　亡　斉藤　晏輝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十三日

静岡県富士市中央町一丁目一〇番二号　小長谷法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石野　弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県熱海市網代六二七番地九〇、最後の住所不詳、不動産登記記録上の住所熱海市網代六二七番地の九〇

被相続人　亡　伊澤　敏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十三日

静岡県沼津市白銀町一一番地の二　白銀町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　長橋　良

第六十四回定時株主総会招集のお知らせ

平成二十七年五月二十日（水）午前十時より東京都渋谷区笹塚一丁目六二番二号、東日本交通株式会社会議室において、当社の第六十四回定時株主総会を開催し、左記事項を付議いたしますから御出席下さいますようお知らせいたします。

平成二十七年五月十三日

東京都渋谷区笹塚一丁目六二番二号

東日本交通株式会社

代表取締役社長　榎元　正人

株主各位

会議の目的たる事項

第一号議案　第六十四期（自平成二十六年四月一日至平成二十七年三月三十一日）事業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表承認の件

第二号議案　剰余金について、およびその他の処分に関する件

第三号議案　取締役任期満了による改選に関する件

第四号議案　その他